

(広告第8号様式)

川崎市 広告募集説明書(広告掲載契約及び行政財産の目的外使用許可による広告掲出)

募集件名	川崎駅北口通路広告運用事業		
募集の内容	川崎駅北口通路内壁面を活用し、広告を掲出する。 市との「広告掲載契約」及び「行政財産の目的外使用許可」を受けて広告を掲出していただきます。		
申請(申込)対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様		
申請(申込)資格	(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。		
	(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。		
	(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。		
	(4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。		
申請(申込)方法	「広告掲載申込書」に必要事項を記入し、募集期間内に受付場所に持参してください。		
募集期間	平成30年8月8日 から 平成30年8月29日 17時まで		
入札予定日時	平成30年8月30日 10時 ※ 時間厳守でお願いします。		
受付場所	川崎市役所 まちづくり局 拠点整備推進室 (川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階)		
選定方法	最も高額の使用料を提示した者を使用者(候補)と選定します。 ※ 最高額の使用料を提示した者が複数あるときは、くじ引きにより選定します。 なお、使用者(候補)への使用許可について市が審査した後、正式に「使用許可申請書」を提出していただき、使用許可を決定した上で、使用許可書を交付します。さらに広告料については、市との契約に基づき徴収いたします。		
使用(掲載)条件	別紙「広告掲載仕様書」及び「許可条件(案)」、「広告掲載契約書(案)」のとおり。		
使用料(年額)	3,000,000	円以上(税抜き) ※下記の場合、使用料とは別に広告料の納入を行っていただきます。	
広告料(年額)	使用者は、広告の総販売額(税抜)が6,000,000円(落札額に応じて変動します)を超えた場合、超過販売額(税抜き)の50%にあたる金額を広告料として納入するものとします。		
使用期間	平成30年10月1日 から 平成31年9月30日 まで (12か月間)		
募集についての説明	この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。		
	期間	平成30年8月8日 から 平成30年8月17日 17時 まで	
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。	
担当部署	まちづくり局拠点整備推進室 中村・伊東担当		
	住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階	
	電話・FAX	電話	044-200-3803 FAX 044-200-3967
	eメール	50kyoten@city.kawasaki.jp	

【添付資料】 なし あり (広告掲載仕様書、設置箇所写真及び立面図、許可条件(案)、広告掲載契約書(案)、広告掲載申込書、役員等氏名一覧表及び同意書、入札書)

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-7-1-0-0-0-0-0-0.html>

(広告第8号様式)

広告掲載仕様書(広告掲載契約及び行政財産の目的外使用許可による広告掲出)

名称	①川崎駅北口通路壁面広告(非内照式) ②川崎駅北口通路壁面広告(LED内照式)
所在地	川崎市川崎区駅前本町地内
通路開放日	通年開放
通路開放時間	24時間
設置場所の利用対象者利用者数等	市民・駅利用者等(通路利用者想定 ①約13.4万人/日、②約9.0万人/日)
セールスポイント	川崎駅北口通路は、駅東西を結ぶ自由通路のうちの一つとして、平成30年2月に供用開始されたことにより、市民・駅利用者等の利便性や回遊性の向上が図られ、現在京急川崎駅等の鉄道乗換えなど、多くの利用者がある広告価値の高い空間となっており、その通路に広告掲出ができるものです。
掲載位置	別紙「設置箇所写真及び立面図」
広告の大きさ、数	①大きさ:約12㎡(3m×4m)、枚数:6面 ②大きさ:B0サイズ、枚数:17面
広告の掲出方法	①市が所有する広告枠(アルミスパンドレル)への掲出とします。 ②市が所有する広告枠(LED内照式)への掲出とします。
広告の仕様	別紙「設置箇所写真及び立面図」参照
広告掲載が望ましくない業種・内容	川崎市広告掲載要綱、川崎市広告掲載基準を遵守するほか、川崎駅周辺景観計画特定地区の方針に配慮するものとします。
担当部署	川崎市まちづくり局 拠点整備推進室

留意事項	<p>※ 広告作成及び広告の設置、維持及び撤去は使用者が行い、それらにかかる費用も使用者の負担となります。また、現在掲載中の広告(川崎フロンターレ)についても、使用者の負担で撤去していただきます。</p> <p>※ 申請(申込)時は、印鑑証明(法人の代表者印)及び登記事項証明書(商業登記簿謄本)を提出していただきます。</p> <p>※ 広告掲載に係る電気料についても使用者の負担となります。(電気料及び電力消費量は広告枠に設置した子メーターで確認します。)</p> <p>※ 非内照式広告の設置、維持及び撤去作業については、緊急時以外は夜間施工が原則となります。</p> <p>※ その他、広告掲載契約書(案)参照。</p> <hr/> <p>本件の目的外使用許可は、地方自治法第238条の4(行政財産の管理及び処分)第8項及び第9項の規定が適用されますので、あらかじめ御了承ください。 (参考:地方自治法第238条の4第8項及び第9項)</p> <p>8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定は、これを適用しない。</p> <p>9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p>
------	---